

## 共働きの夫婦が、子供を扶養する場合(夫婦共同扶養)

行政通達により、複数の子供がいる場合は父母で分けて扶養することは健康保険法で認められていません。そのため収入の多い方の親が子ども全員を扶養することを原則とします。

※収入については、大幅に変動していない場合は、届出が提出された日の属する年の前年分の年間収入(源泉徴収票、確定申告書等)と比較するものとします。

ただし、育児休業取得や退職、再就職等の理由により前年分と今後の収入見込に大きな差がある場合には、今後恒常的に得られることが客観的に判断できる見込み収入(給与明細、雇用契約書等)により決定します。

※すでに当組合で認定されている方でも、被保険者より配偶者の収入が多くなった場合は、扶養からはずす手続きが必要です。